

竜王町

おくやみガイドブック



ご遺族の方へ

故人様のご逝去、謹んでお悔やみ申し上げます。

ご遺族のみなさまにおかれましては、相続や年金などの手続きが必要になる場合があります。

この「おくやみガイドブック」は、死亡届出後に必要となる役場での手続きについて掲載しています。

ご遺族のみなさまのお役立てのために作成しましたので、ご活用ください。

故人様のご冥福を心よりお祈り申し上げます。

死亡届出時に必要なもの

- 病院等で発行される死亡診断書(または死体検案書)
- 布引斎苑予約受付確認書 (布引斎苑を利用される場合のみ)

※死亡届出時に、下記の点をお聞きしますので、ご家族でご相談のうえ
お越しください。

- ①亡くなられた方が世帯主の場合の新しい世帯主のお名前
- ②通夜および葬儀の日時・場所
- ③喪主様のお名前
- ④新聞掲載の有無
- ⑤亡くなられた方のペースメーカーの有無

亡くなられた方の戸籍や住民票について

死亡届出後、戸籍などに死亡の記載が反映されるまで日数をいただいております。証明書の取得の際は、下記の日数を目安にお手続きにお越しください。

亡くなられた方の戸籍(除籍)謄本

本籍地に届出 :1週間程度(土日除く)

本籍地以外に届出:2週間程度

※竜王町はコンビニで戸籍を取得することができませんので、上記期間を参考に窓口にお越しください。

※亡くなられた方の配偶者や直系血族(親・子・孫等)で、顔写真付きの本人確認書類(運転免許証・個人番号カード等)をお持ちであれば本籍地に行かなくても、広域で戸籍の取得が可能です。

※取得の際は、あらかじめどのような戸籍が必要なのか提出先に確認のうえ、ご請求ください。直系血族でない方からの請求は、委任状を持って本籍地をお願いします。

亡くなられた方の住民票の除票

1日程度(土日にお届けの場合は、休み明け開庁日の午後以降)

※死亡が記載された住民票(除票)は、コンビニで取得することができません。

※亡くなられた方と同一世帯の方が取得される場合は、本人確認書類(運転免許証・個人番号カード等)をお持ちください。

※同一世帯員以外が、取得される場合は、同一世帯員の委任状が必要です。

おひとり世帯の方が亡くなられ、委任状を書く方がいない場合は、申請理由を詳しくお聞かせいただきます。

請求する正当な理由が確認できる書面をご持参ください。

(例)生命保険の受取:請求者が受取人であることがわかる保険証書など

【死亡届や戸籍等のお問い合わせ】 竜王町住民課 ☎0748-58-3702

MEMO

A series of horizontal dashed lines for writing.

死亡に伴う役場での各種手続きリスト

NO.	区分	内容	☑	ページ
1	住民登録に関する手続き	個人番号カード、通知カード、住民基本台帳カードを持っていた方	<input type="checkbox"/>	P5
		印鑑登録をしていた方	<input type="checkbox"/>	P5
		世帯主だった方	<input type="checkbox"/>	P5
2	健康保険に関する手続き	国民健康保険に加入していた方	<input type="checkbox"/>	P6
		後期高齢者医療制度に加入していた方	<input type="checkbox"/>	P7
3	福祉医療に関する手続き	福祉医療費受給券の交付を受けていた方	<input type="checkbox"/>	P8
4	年金に関する手続き	国民年金を受給していた方または第1号被保険者だった方	<input type="checkbox"/>	P8
		農業者年金を受給していた方	<input type="checkbox"/>	P8
5	税金等に関する手続き	町民税・県民税(住民税)が課税されていた方	<input type="checkbox"/>	P9
		町税等の納付ができていない方	<input type="checkbox"/>	P9
		原動機付自転車(125cc以下)、小型特殊自動車を所有していた方	<input type="checkbox"/>	P10
		固定資産(土地等)を持っていた方	<input type="checkbox"/>	P10
6	介護保険に関する手続き	65歳以上または介護認定を受けていた方	<input type="checkbox"/>	P11
		介護保険料を納付していた方	<input type="checkbox"/>	P11
7	生活保護に関する手続き	生活保護を受給していた世帯または受給している世帯	<input type="checkbox"/>	P11
8	こどもに関する手続き	児童手当を受給していた方	<input type="checkbox"/>	P12
		児童扶養手当を受給していた方	<input type="checkbox"/>	P12
		保育園・こども園・小学校・中学校の子どもがいる方	<input type="checkbox"/>	P13

死亡に伴う役場での各種手続きリスト

NO.	区分	内容	☑	ページ
9	妊婦等に関する手続き	妊娠していた方	<input type="checkbox"/>	P13
		流産、死産された方	<input type="checkbox"/>	P13
10	障がい福祉に関する手続き	身体障害者手帳、精神障害者保健福祉手帳・療育手帳の交付を受けていた方	<input type="checkbox"/>	P14
		障害児福祉手当を受給していた方	<input type="checkbox"/>	P14
		特別障害者手当を受給していた方	<input type="checkbox"/>	P14
		特別児童扶養手当を受給していた方 (対象児童の保護者が死亡)	<input type="checkbox"/>	P15
		特別児童扶養手当の受給対象児童であった方	<input type="checkbox"/>	P15
		自立支援医療受給者証の交付を受けていた方	<input type="checkbox"/>	P15
11	上下水道に関する手続き	上下水道の契約者であった方	<input type="checkbox"/>	P16
		下水道の契約者であった方で、井戸水等(井戸水・地区水)のみまたは井戸水等を併用していた方	<input type="checkbox"/>	P16
12	その他の手続き	犬の飼い主であった方	<input type="checkbox"/>	P17
		防災行政無線をお持ちの方	<input type="checkbox"/>	P17
		浄化槽の管理者であった方	<input type="checkbox"/>	P17
		定期的に、し尿収集を依頼していた方	<input type="checkbox"/>	P18
		粗大ごみの搬入をしたい方	<input type="checkbox"/>	P18
		農地を所有していた方	<input type="checkbox"/>	P18

《参考》落ち着いてから行う役場以外での手続きリスト

NO.	区分	内容	☑	ページ
参考	役場以外での手続き	参考までに代表的なものを記載しています。	<input type="checkbox"/>	P19 P20

1. 住民登録に関する手続き

① 個人番号カード、通知カード、住民基本台帳カードを持っていた方

手続き	個人番号カード、通知カード、住民基本台帳カードの返却		
期限		手続きできる人	どなたでも可能
持ち物	□ 亡くなられた方の個人番号カード、通知カード、住民基本台帳カード		
詳細	<p>・亡くなられた方が、個人番号カード等をお持ちだった場合、死亡日をもってカードは廃止となりますので、返却をお願いします。</p> <p>【個人番号カードの返却について】</p> <p>・相続等の手続きで、亡くなられた方のマイナンバー(個人番号)を求められる場合があります。相続等すべてのお手続きが終了するまで、お手元に保管しておくことをおすすめします。</p> <p>・すべてのお手続き終了後の返却で問題ありません。</p>		
問合せ先	住民課（総合庁舎1階・1番・ピンク色の窓口） ☎0748-58-3702		

② 印鑑登録をしていた方

手続き	印鑑登録証(カード)の返却		
期限		手続きできる人	どなたでも可能
持ち物	□ 亡くなられた方の印鑑登録証(カード)		
詳細	<p>・亡くなられた方が、印鑑登録をしていた場合、死亡日をもって印鑑登録は廃止となります。</p> <p>・印鑑登録証(カード)をお持ちの場合は、返却をお願いします。</p> <p>・返却が難しい場合は、はさみ等で細かく切って処分してください。</p>		
問合せ先	住民課（総合庁舎1階・1番・ピンク色の窓口） ☎0748-58-3702		

③ 世帯主だった方

手続き	特に必要な手続きはありません。		
期限		手続きできる人	役場が世帯主変更手続きをします。
持ち物	□ 特になし		
詳細	<p>・亡くなられた方が、世帯主であった場合、死亡届出時に新しく世帯主とされる方を確認後に、住民課で変更手続きを行います。</p> <p>・届出時に確認できなかった場合は、お電話にて確認する場合があります。</p>		
問合せ先	住民課（総合庁舎1階・1番・ピンク色の窓口） ☎0748-58-3702		

2. 健康保険に関する手続き

① 国民健康保険に加入していた方

手続き	国民健康保険資格確認書の返却		
期限	速やかに	手続きできる人	どなたでも可能
持ち物	<input type="checkbox"/> 亡くなられた方の国民健康保険資格確認書(お持ちの方)		
詳細	<ul style="list-style-type: none"> ・国民健康保険に加入していた方が亡くなられた場合は、不正使用等を防ぐために国民健康保険資格確認書を回収しています。(資格情報のお知らせは返却不要です。) ・返却が難しい場合は、はさみ等で細かく切って処分してください。 		
問合せ先	住民課 (総合庁舎1階・1番・ピンク色の窓口) ☎0748-58-3702		

手続き	葬祭費の申請		
期限	葬祭を行った日から2年	手続きできる人	葬祭執行者(喪主様)
持ち物	<input type="checkbox"/> 葬祭執行を証明する書類(領収書等) <input type="checkbox"/> 口座が確認できる預金通帳等(喪主様名義のもの)		
詳細	国民健康保険に加入していた方が亡くなられた場合は、葬祭を行った方に葬祭費(5万円)が支給されます。 ※以前加入していた健康保険から葬祭費等が支給される場合、国民健康保険からは支給しません。		
問合せ先	住民課 (総合庁舎1階・1番・ピンク色の窓口) ☎0748-58-3702		

手続き	高額療養費の申請		
期限	2年以内	手続きできる人	相続人
持ち物	<input type="checkbox"/> 預金通帳(相続人様名義のもの)		
詳細	国民健康保険に加入していた方が高額療養費の支給決定前や振込前に亡くなり、支給ができなくなった場合に申立て申請ができます。		
問合せ先	住民課 (総合庁舎1階・1番・ピンク色の窓口) ☎0748-58-3702		

手続き	国民健康保険税の精算		
期限		手続きできる人	相続人
持ち物	≪保険税の還付がある場合≫ <input type="checkbox"/> 振込先口座が確認できる預金通帳等(相続人名義)		
詳細	保険税を月割りで再計算し精算を行います。		
問合せ先	税務課 (総合庁舎1階・2番・みどり色の窓口) ☎0748-58-3750		

2. 健康保険に関する手続き

② 後期高齢者医療制度に加入していた方

手続き	後期高齢者医療資格確認書の返却		
期限	速やかに	手続きできる人	どなたでも可能
持ち物	<input type="checkbox"/> 亡くなられた方の後期高齢者医療資格確認書(お持ちの方)		
詳細	後期高齢者医療制度に加入していた方が亡くなられた場合は、不正使用等を防ぐために資格確認書を回収しています。 ※返却が難しい場合は、はさみ等で細かく切って処分してください。		
問合せ先	住民課（総合庁舎1階・1番・ピンク色の窓口） ☎0748-58-3702		

手続き	葬祭費の申請		
期限	葬祭を行った日から2年	手続きできる人	葬祭執行者(喪主)
持ち物	<input type="checkbox"/> 葬祭執行を証明する書類(領収書等) <input type="checkbox"/> 振込先の口座が確認できる預金通帳等(喪主様名義のもの)		
詳細	後期高齢者医療制度に加入していた方が亡くなられた場合は、葬祭を行った方に葬祭費(5万円)が支給されます。 ※以前加入していた健康保険から葬祭費等が支給される場合、支給されません。		
問合せ先	住民課（総合庁舎1階・1番・ピンク色の窓口） ☎0748-58-3702		

手続き	高額療養費の申請		
期限	2年以内	手続きできる人	相続人
持ち物	<input type="checkbox"/> 預金通帳(相続人様名義のもの)		
詳細	後期高齢者医療制度に加入されていた方が、支給決定前や振込前に亡くなり、支給ができなくなった場合に申立て申請ができます。		
問合せ先	住民課（総合庁舎1階・1番・ピンク色の窓口） ☎0748-58-3702		

手続き	後期高齢者医療保険料の精算		
期限	2年以内	手続きできる人	相続人
持ち物	≪保険料の還付がある場合≫ <input type="checkbox"/> 振込先口座が確認できる預金通帳等(相続人名義)		
詳細	保険料を月割りで再計算し精算を行います。		
問合せ先	住民課（総合庁舎1階・1番・ピンク色の窓口） ☎0748-58-3702		

3. 福祉医療に関する手続き

① 福祉医療費受給券の交付を受けていた方

手続き	福祉医療費受給券の返却		
期限	速やかに	手続きできる人	遺族
持ち物	<input type="checkbox"/> 亡くなられた方の福祉医療費受給券		
詳細	<ul style="list-style-type: none"> ・亡くなられた方が、福祉医療費受給券をお持ちだった場合、死亡日をもって失効となります。 ・お持ちの場合は、返却をお願いします。 ※返却が難しい場合は、はさみ等で細かく切って処分してください。 		
問合せ先	住民課（総合庁舎1階・1番・ピンク色の窓口） ☎0748-58-3702		

4. 年金に関する手続き

① 国民年金を受給していた方または第1号被保険者であった方

手続き	必要な手続きの確認にお越しく下さい。		
期限	速やかに	手続きできる人	遺族
持ち物	<input type="checkbox"/> 亡くなられた方の基礎年金番号がわかるもの等		
詳細	<ul style="list-style-type: none"> ・亡くなられた方が受給していた年金の種類、ご遺族の状況によって必要な手続きや提出書類が異なります。 ・亡くなられた方等の基礎年金番号がわかるものを準備の上、必要な手続きの確認をしてください。 		
問合せ先	住民課（総合庁舎1階・1番・ピンク色の窓口） ☎0748-58-3702 草津年金事務所 ☎077-567-2220		

② 農業者年金を受給していた方

手続き	農業者年金死亡関係届出書の提出		
期限	速やかに	手続きできる人	遺族
持ち物	<input type="checkbox"/> 農業者年金証書 <input type="checkbox"/> 受給権者の死亡日が確認できる書類		
詳細	<ul style="list-style-type: none"> ・農業者年金の受給者や加入者が、亡くなられた場合、農業委員会発行の「農業者年金死亡関係届出書」をJAに提出してください。 		
問合せ先	農業委員会（総合庁舎西館・2階・農業振興課内） ☎0748-58-3712		

5. 税金等に関する手続き

① 町民税・県民税(住民税)が課税されていた方

手続き	相続人代表者指定届の提出		
期限	速やかに	手続きできる人	相続人
持ち物	【法定相続人が相続する場合】 <input type="checkbox"/> 原則不要 【法定相続人以外が相続する場合】 <input type="checkbox"/> 遺言書の写し等		
詳細	<ul style="list-style-type: none"> ・亡くなられた方に町民税・県民税が課税されている場合、納税通知書や還付に関する書類は、相続人の代表者に送付させていただくことになります。 ・相続人のうち、どなたが相続人の代表者になられるのか「相続人代表者指定届」に必要事項を記入し、提出してください。 ※ 相当の期間内に「相続人代表者指定届」が提出されない場合、町が相続人代表者を指定することがあります。		
問合せ先	税務課（総合庁舎1階・2番・みどり色の窓口） ☎0748-58-3750		

② 町税等の納付ができていない方

手続き	納付の手続き		
期限	納付書の支払期限まで	手続きできる人	相続人等
持ち物	≪口座振替を希望の場合≫ <input type="checkbox"/> 振込口座番号のわかる通帳等 <input type="checkbox"/> 口座振替を希望する通帳の届出印 <input type="checkbox"/> 納税通知書		
詳細	<ul style="list-style-type: none"> ・亡くなられた方の町税の納付が済んでいない場合は、相続人の方に代わって納付していただく必要があります。 ・すでに届いている納付書により納付をしてください。 ・亡くなられた方の口座から引落しをされていた場合、継続はできません。引き続き口座振替でのお支払いをご希望の場合は、相続人代表者指定届のお手続きをされたのちに、金融機関の窓口で新たに別の方の口座振替の手続きをしてください。 		
問合せ先	税務課（総合庁舎1階・2番・みどり色の窓口） ☎0748-58-3750		

MEMO

5. 税金等に関する手続き

③ 原動機付自転車(125cc以下)、小型特殊自動車を所有していた方

手 続 き	廃車または名義変更の手続き		
期 限	【 廃車の場合 】 死亡日から30日以内 【名義変更の場合】 死亡日から15日以内		
手 続 できる人	①相続人 ②相続人と同居の家族 ③その他 ※ ③の場合は、相続人からの委任状が必要		
持 ち 物	≪廃車の場合≫ <input type="checkbox"/> ナンバープレート <input type="checkbox"/> 標識交付証明書 <input type="checkbox"/> 手続き者の本人確認書類 <input type="checkbox"/> 亡くなられた方と相続人の関係がわかる書類(戸籍等) <input type="checkbox"/> 相続人からの委任状 ※相続人以外の方が手続きする場合 ≪名義変更の場合≫ <input type="checkbox"/> 標識交付証明書 <input type="checkbox"/> 手続き者の本人確認書類 <input type="checkbox"/> 亡くなられた方と相続人の関係がわかる書類(戸籍等) <input type="checkbox"/> 相続人からの委任状 ※相続人以外の方が手続きする場合		
詳 細	・亡くなられた方の名義の車両(ナンバープレート)を相続しない場合、必ず廃車の手続きをしてください。 ・亡くなられた方の名義の車両(ナンバープレート)を相続する場合、必ず名義変更の手続きをしてください。		
問合せ先	税務課 (総合庁舎1階・2番・みどり色の窓口) ☎0748-58-3750		

④ 固定資産(土地等)を持っていた方

手 続 き	固定資産現所有者申告書の提出		
期 限	速やかに	手続できる人	遺族
持 ち 物	【法定相続人が相続する場合】 <input type="checkbox"/> 原則不要 【法定相続人以外が相続する場合】 <input type="checkbox"/> 遺言書の写し等		
詳 細	・固定資産を持つ納税義務者が亡くなられた場合、その納税義務者に代わって固定資産にかかる納税等の管理をしていただく方を相続人の中から指定または変更をする届出になります。 ※ <u>相続登記は別途法務局でのお手続きが必要です。</u> ※ 相当の期間内に「固定資産現所有者申告書」が提出されない場合、町が相続人代表者を指定することがあります。		
問合せ先	税務課 (総合庁舎1階・2番・みどり色の窓口) ☎0748-58-3750		

6. 介護保険に関する手続き

① 65歳以上または介護認定を受けていた方

手続き	介護保険被保険者証の返却		
期限	速やかに	手続きできる人	どなたでも可
持ち物	<input type="checkbox"/> 介護保険被保険者証 <input type="checkbox"/> 介護保険負担割合証 <input type="checkbox"/> 介護保険負担限度額認定証		
詳細	<ul style="list-style-type: none"> ・亡くなられた方の介護保険被保険者証は、返却または破棄してください。 ・介護保険負担割合証および介護保険負担限度額認定証を交付されていた場合は、被保険者証とあわせて返却してください。 		
問合せ先	福祉課(総合庁舎1階・4番・オレンジ色の窓口) ☎0748-58-3705		

② 介護保険料を納付していた方

手続き	介護保険料の精算		
期限	2年以内	手続きできる人	相続人
持ち物	≪保険料の還付がある場合≫ <input type="checkbox"/> 振込先口座が確認できる預金通帳等(相続人名義)		
詳細	保険料を月割りで再計算し精算を行います。		
問合せ先	福祉課(総合庁舎1階・4番・オレンジ色の窓口) ☎0748-58-3705		

7. 生活保護に関する手続き

① 生活保護を受給していた世帯または受給している世帯

手続き	葬祭扶助の申請
期限	葬儀を実施されるまでに
手続きできる人	亡くなられた方が生活保護受給者であり、その喪主となられる方
持ち物	<input type="checkbox"/> 死亡届のコピー ※その他、必要な書類はお問合せください。
詳細	葬祭扶助として、火葬などの葬儀費用として最大191,600円(基準額・成人の場合)が支給されます。 ※扶養義務者(配偶者、親、子、孫、兄弟姉妹)が対象となるかは、扶養義務者の世帯の生活困窮状況によります。
問合せ先	福祉課(総合庁舎1階・4番・オレンジ色の窓口) ☎0748-58-3705

8. こどもに関する手続き

① 児童手当を受給していた方

手続き	児童手当の認定請求・未支払児童手当請求
期限	原則、受給者が亡くなった日の翌日から15日以内
手続きできる人	受給者が亡くなった後、対象児童を養育する方
持ち物	≪保護者による児童手当の認定請求≫ <input type="checkbox"/> 保護者の預貯金通帳 <input type="checkbox"/> 保護者のマイナンバー等 ≪未支払児童手当請求≫ <input type="checkbox"/> 児童の預貯金通帳
詳細	<ul style="list-style-type: none"> ・児童手当の受給者が亡くなった場合、死亡月以降の児童手当を受給するため、今後児童を養育していく方の名義で認定請求が必要です。 ・死亡した時点で支給されていない手当がある場合は、支給対象児童のお子さまが代わりに受けとる手続き(未支払児童手当請求)が必要となります。
問合せ先	健康推進課（総合庁舎1階・3番・むらさき色の窓口） ☎0748-58-1006

② 児童扶養手当を受給していた方

手続き	児童扶養手当受給者死亡届・未支払手当請求書		
期限	速やかに	手続きできる人	対象児童、扶養義務者 または新たな養育者
持ち物	<input type="checkbox"/> 手続きを行う人の本人確認書類 <input type="checkbox"/> 亡くなった方の児童扶養手当証書 ≪未支払児童扶養手当請求≫ <input type="checkbox"/> 児童の預貯金通帳		
詳細	<ul style="list-style-type: none"> ・受給者が亡くなった場合、死亡日の属する月の手当までが支給されます。 ・未払いの手当がある場合は、手続きが必要ですので、ご相談ください。 		
問合せ先	健康推進課（総合庁舎1階・3番・むらさき色の窓口） ☎0748-58-1006		

MEMO

8. こどもに関する手続き

③ 保育園・こども園・小学校・中学校の子どもがいる方

手続き	認定や保育料の引き落とし口座の変更		
期限	できるだけ速やかに	手続きできる人	親族等
持ち物	□ 特になし		
詳細	≪保育園・こども園に通園している子どもがいる方≫ ・認定や保育料の変更手続きが必要な場合があります。 ・変更の必要がない場合もありますので、一度お問合せください。 ≪小学校・中学校に通学している子どもがいる方≫ ・通学自動車(スクールバス)を利用している場合、引き落とし口座の変更手続きが必要です。 ・変更の必要がない場合もありますので、一度お問い合わせください。		
問合せ先	教育総務課 (総合庁舎 2階) ☎0748-58-3710		

9. 妊婦等に関する手続き

① 妊娠していた方

手続き	妊婦のための支援給付金の申請		
期限	2年以内	手続きできる人	相続人
持ち物	□ 手続きを行う人の本人確認書類 □ 振込先口座が確認できる預金通帳等(相続人名義) □ 胎児の母子健康手帳(竜王町で妊娠届を提出していない人のみ)		
詳細	令和7年4月1日以降に妊娠されていた人で、妊婦のための支援給付金(妊婦給付認定後および胎児の数の届出後の2回)未給付の場合に給付申請ができます。		
問合せ先	健康推進課 (総合庁舎1階・3番・むらさき色の窓口) ☎0748-58-1006		

② 流産、死産された方

手続き	妊婦のための支援給付金の申請		
期限	流産、死産等が医療機関で確認された日から2年以内		
手続きできる人	胎児の母にあたる妊婦		
持ち物	□ 手続きを行う人の本人確認書類 □ 振込先口座が確認できる預金通帳等(本人名義) □ 流産、死産等についての医師の証明		
詳細	令和7年4月1日以降に妊娠されていた人で、妊婦のための支援給付金(妊婦給付認定後および胎児の数の届出後の2回)未給付の場合に給付申請ができます。		
問合せ先	健康推進課 (総合庁舎1階・3番・むらさき色の窓口) ☎0748-58-1006		

10. 障がい福祉に関する手続き

① 身体障害者手帳、精神障害者保健福祉手帳・療育手帳の交付を受けていた方

手続き	死亡の届出、各種手帳の返還		
期限	速やかに	手続きできる人	遺族
持ち物	<input type="checkbox"/> 身体障害者手帳、精神障害者保健福祉手帳、療育手帳		
詳細	・亡くなられた方が、身体障害者手帳、精神障害者保健福祉手帳、療育手帳の交付を受けていた場合、死亡の届出と手帳の返還が必要です。		
問合せ先	自立支援課(総合庁舎 1階・5番・あお色の窓口) ☎0748-58-5323		

② 障害児福祉手当を受給していた方

手続き	死亡の届出 ※未支払がある場合は、交付請求書の提出		
期限	速やかに	手続きできる人	扶養義務者
持ち物	<input type="checkbox"/> 振込先口座が確認できる預金通帳等(手当未支払金交付請求者名義)		
詳細	・亡くなられた方が、障害児福祉手当を受給していた場合、死亡月をもって受給資格が喪失となります。 ・届出書の提出と未支払い分の手当があれば請求の手続きが必要です。		
問合せ先	自立支援課(総合庁舎 1階・5番・あお色の窓口) ☎0748-58-5323		

③ 特別障害者手当を受給していた方

手続き	死亡の届出 ※未支払がある場合は、交付請求書の提出		
期限	速やかに	手続きできる人	扶養義務者
持ち物	<input type="checkbox"/> 振込先口座が確認できる預金通帳等(手当未支払金交付請求者名義)		
詳細	・亡くなられた方が、特別障害者手当を受給していた場合、死亡月をもって受給資格が喪失となります。 ・届出書の提出と未支払い分の手当があれば請求の手続きが必要です。		
問合せ先	自立支援課(総合庁舎 1階・5番・あお色の窓口) ☎0748-58-5323		

10. 障がい福祉に関する手続き

④ 特別児童扶養手当を受給していた方(対象児童の保護者が死亡)

手続き	受給者死亡の届出 【未支払分がある場合】 交付請求書の提出 【手当受給者を変更する場合】 認定請求書の提出		
期限	速やかに	手続きできる人	親族または新たな受給者
持ち物	≪未支払がある場合≫ <input type="checkbox"/> 対象児童の振込先口座がわかるもの(預貯金通帳等) ≪受給者変更の場合≫ <input type="checkbox"/> 対象児童と新たな受給者の戸籍抄本 <input type="checkbox"/> 振込先口座がわかる預貯金通帳等		
詳細	亡くなられた方が、特別児童扶養手当の受給者(対象児童の保護者)の場合、死亡月をもって受給資格が喪失となります。届出書の提出と未支払い分の手当があれば請求の手続きが、受給資格が継続するようであれば受給者変更の手続きが必要です。		
問合せ先	自立支援課(総合庁舎 1階・5番・あお色の窓口) ☎0748-58-5323		

⑤ 特別児童扶養手当の受給対象児童であった方

手続き	特別児童扶養手当資格喪失届の提出		
期限	速やかに	手続きできる人	親族または新たな受給者
持ち物	<input type="checkbox"/> 特になし		
詳細	亡くなられた方が、特別児童扶養手当の受給対象児童の場合、死亡月をもって受給資格が喪失となります。受給対象児童がおひとりの場合は、資格喪失届の提出と未支払い分の手当があれば請求の手続きが必要です。または、他に特別児童扶養手当の受給対象児童がいる場合は、額改定の手続きが必要です。		
問合せ先	自立支援課(総合庁舎 1階・5番・あお色の窓口) ☎0748-58-5323		

⑥ 自立支援医療受給者証の交付を受けていた方

手続き	・死亡の届出 ・自立支援医療受給者証(更生医療・精神通院医療・育成医療)の返還		
期限	速やかに	手続きできる人	遺族
持ち物	<input type="checkbox"/> 自立支援医療受給者証(更生医療・精神通院医療・育成医療)		
詳細	亡くなられた方が、自立支援医療受給者証(更生医療・精神通院医療・育成医療)の交付を受けていた場合、受給者証を返還してください。		
問合せ先	自立支援課(総合庁舎 1階・5番・あお色の窓口) ☎0748-58-5323		

12. その他の手続き

① 犬の飼い主であった方

手続き	飼い主の変更		
期限	速やかに	手続きできる人	どなたでも可
持ち物	<input type="checkbox"/> 犬の鑑札 <input type="checkbox"/> 愛犬カード		
詳細	亡くなられた方が犬を飼っていた場合に、飼い主を変更していただく手続きが必要です。		
問合せ先	生活安全課（防災センター 1階） ☎0748-58-3703		

② 防災行政無線をお持ちの方

手続き	防災行政無線の返却		
期限	/	手続きできる人	≪ひとり世帯の場合≫ 遺族 ≪同居家族がいる場合≫ 役場が手続きをします。
持ち物	<input type="checkbox"/> 防災行政無線 <input type="checkbox"/> 電源コード		
詳細	≪ひとり世帯の場合≫ 亡くなられた方がひとり世帯で防災行政無線をお持ちの場合は、返却をお願いします。 ≪同居家族がいる場合≫ 防災行政無線の使用者が、亡くなられた場合は、生活安全課にて新しい世帯主に使用者の変更手続きを行いますので、そのままご使用ください。（来庁不要）		
問合せ先	生活安全課（防災センター 1階） ☎0748-58-3703		

③ 浄化槽の管理者であった方

手続き	浄化槽の管理者変更または休止届出		
期限	速やかに	手続きできる人	遺族または浄化槽使用者等
持ち物	<input type="checkbox"/> 浄化槽管理者変更報告書または浄化槽使用休止届出書		
詳細	<ul style="list-style-type: none"> ・亡くなられた方が管理者であった場合は、管理者の変更手続きをしてください。 ・浄化槽を今後使用しない場合は、休止の手続きをしてください。 		
問合せ先	生活安全課（防災センター 1階） ☎0748-58-3703		

12. その他の手続き

④ 定期的に、し尿収集を依頼していた方

手続き	し尿収集の中止または名義変更		
期限	速やかに	手続きできる人	どなたでも可
持ち物	<input type="checkbox"/> し尿収集(中止・一時中止・名義変更)届 <input type="checkbox"/> 届出人の本人確認書類(運転免許証等)		
詳細	<ul style="list-style-type: none"> ・亡くなられた方が名義人の場合、今後も同じ場所で継続して収集依頼される場合は名義変更の届出をしてください。 ・収集を希望されない場合は、中止の届出が必要です。 		
問合せ先	生活安全課（防災センター 1階） ☎0748-58-3703		

⑤ 粗大ごみの搬入をしたい方

手続き	粗大ごみ搬入許可申請		
期限		手続きできる人	遺族等
持ち物	<input type="checkbox"/> 特になし		
詳細	<ul style="list-style-type: none"> ・亡くなられた方の住所が竜王町で、家財等処分したい場合は、清掃センターへ搬入をお願いします。 ・搬入許可証は、生活安全課にて搬入日までに取得してください。 ・詳しくは、ごみカレンダーをご確認ください。 		
問合せ先	生活安全課（防災センター 1階） ☎0748-58-3703		
ごみ搬入場所	≪可燃性粗大ごみ≫ 日野清掃センター ≪不燃性粗大ごみ≫ 能登川清掃センター		

⑥ 農地を所有していた方

手続き	農地の相続届出		
期限	相続人が決まり次第	手続きできる人	相続人
持ち物	<input type="checkbox"/> 農地法(第3条の3)届出書 <input type="checkbox"/> 認印(自署の場合は不要)		
詳細	亡くなられた方が農地を所有していた場合、相続人が決まり次第、農地の相続の届出をお願いします。		
問合せ先	農業委員会（総合庁舎西館・2階・農業振興課内） ☎0748-58-3712		

《参考》落ち着いてから行う役場以外での手続きリスト

- ・下記に掲載しているものは、あくまで一例です。
- ・故人様が生前に利用されていたサービス等がありましたら、それぞれ手続き方法をお調べのうえ手続きをお願いします。
- ・各手続きには、必要な書類として、役場で発行する証明書(戸籍(除籍)謄抄本や住民票・税関係証明書等)が必要となる場合があります。
各契約会社等により、必要な書類が異なりますので、事前に提出先にお問い合わせただいてから、役場にお越しいただく手続きが進めやすくなります。

<input checked="" type="checkbox"/>	該当事項	内容	問合わせ先
<input type="checkbox"/>	運転免許証	返納手続き	近江八幡警察署 ☎0748-32-0110
<input type="checkbox"/>	恩給を受給	総務省恩給相談室 ☎03-5273-1400	
<input type="checkbox"/>	次のいずれかを持っていた ・特定医療費(指定難病)受給者証 ・肝炎治療受給者証 ・先天性血液凝固因子障害等受給者証 ・小児慢性特定疾病医療受給者証	故人の住所地管轄の保健所にお問合せください。 (東近江保健所) ☎0748-22-1253	
<input type="checkbox"/>	被爆者健康手帳		
<input type="checkbox"/>	特定疾病医療受給者証	ご加入の健康保険の保険者にお問合せください。	
<input type="checkbox"/>	故人名義の預金口座	口座凍結解除	各金融機関
<input type="checkbox"/>	生命保険に加入	死亡保険金や入院給付金の請求等	ご加入の生命保険会社または代理店
<input type="checkbox"/>	損害保険等に加入	名義変更や解約等	ご加入の損害保険会社または代理店
<input type="checkbox"/>	国税	相続税手続きや所得税・消費税申告等	所轄の税務署 近江八幡税務署 ☎0748-33-3141
<input type="checkbox"/>	不動産登記	土地や家屋等の所有権移転登記等	大津地方法務局 東近江出張所 ☎0748-22-0494

MEMO

A series of horizontal dashed lines for writing.

